ゆめとまの家おしどり 湖南市介護予防・日常生活支援総合事業 指定第一号通所事業(通所型サービスA 一体型)運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人近江ちいろば会が設置する、ゆめとまの家おしどり(以下「事業所」という。)において実施する湖南市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号通所事業(通所型サービスA 一体型)(以下、「通所型サービスA 一体型」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 通所型サービスA 一体型の提供にあたって、認知機能の低下や閉じこもり 予防のため、引きこもりがち利用者や軽度認知症等のリスクのある利用者に、可能 な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常 生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活 機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用 を促進し、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身の機能の維 持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、 地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービス を提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 通所型サービスA 一体型の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、「湖南市介護予防・日常生活総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 通所型サービスA 一体型の提供に当たっては、事業所の従業者によっての み行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

- 第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 ゆめとまの家おしどり

(2) 所在地 滋賀県湖南市サイドタウン3丁目8-33

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、通所型サービスA 一体型の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 従事者 2名

従事者は、通所型サービスA 一体型の業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1)総合事業営業日 毎週月曜日~金曜日とする。 ただし、12月30日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間 8時00分から17時00分までとする。
 - (3) サービス提供時間 9時45分から15時00分までとする。

(通所型サービスA 一体型の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、地域密着型通所介護・第1号通所事業【通所型サービス (従前相当)】・通所型サービスA 一体型の利用人員を併せて12人とする。

(通所型サービスA 一体型の内容)

- 第8条 通所型サービスA 一体型の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。
 - (1) 生活指導(相談・援助等)
 - (2) 機能訓練
 - (3) 健康チェック
 - (4) 送迎
 - (5) 給食サービス
 - (6) アクティビティ(介護予防) など

(利用料等)

- 第9条 通所型サービスAを提供した場合の利用料の額は、「湖南市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則(平成28年12月26日交付湖南市規則第43号)」の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。
- 2 食事等の提供に要する費用については、800円を徴収する。
- 3 通常のレクリエーション等にかかる費用は介護報酬のなかに含まれていますの

で費用はかかりませんが、ご利用者様の選択による個別的なレクリエーション等にかかる費用については、別途、実費徴収する。

- 4 その他、通所型サービスAにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても 通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 5 利用日の前日中にサービス提供をキャンセルした場合、昼食の食事代キャンセル 料分800円を徴収する。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情があ る場合は、キャンセル料は不要とする。
- 6 前5項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 7 通所型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、 利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払 いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し 事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、湖南市の区域とする。

(衛生管理等)

- 第11条 第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置 を 講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施するとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は通所型サービスA 一体型の提供を受ける際には、医師の診断や 日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応 じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 通所型サービスA 一体型の提供を行っているときに利用者に病状の急

- 変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じる とともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要 な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対するは通所型サービスA 一体型の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対するは通所型サービスA 一体型の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

- 第15条 通所型サービスA 一体型の提供に係る利用者及びその家族からの苦情 に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した通所型サービスA 一体型に関し「湖南市介護予防・日常生活総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則」の第34条、若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した通所型サービスA 一体型に係る利用者からの苦情に関して 国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から 指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものと する。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及 び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱 いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者と

の雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携など)

- 第18条 指定地域密着型通り所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- 2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民 の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通 所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において 「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対 し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議か ら必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域 密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務 再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計 画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修 及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の 変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第20条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。
- 2 事業所は、通所型サービスA 一体型に関する記録を整備し、サービスを提供し

た日から2年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は利用者と事業所の管理者 との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

- 第21条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするとこは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を湖南市へ届け出なければならない。
 - (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
 - (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
 - (3) 現に通所型サービスA 一体型を受けている者に対する措置
 - (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(職員の兼務・設備の共用)

第22条 この規程に定める職員及び事業の運営に必要な設備等は、併設する湖南市地域密着型通所介護・第1号通所事業【通所型サービス(従前相当)】ゆめとまの家おしどりと兼務、共用するものとする。

附則

この規程は、平成30年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。